

沖縄県病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

沖縄県病院事業の設置等に関する条例（昭和47年沖縄県条例第35号）の一部を次のように改正する。

別表第1 沖縄県立北部病院の項中「整形外科」を「整形外科 形成外科」に改め、同表沖縄県立中部病院の項中「550床」を「559床」に改め、同表沖縄県立八重山病院の項中「救急科」を「救急科 歯科口腔^{くう}外科」に、「350床」を「302床」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、別表第1 沖縄県立北部病院の項の改正規定は平成30年4月1日から、同表沖縄県立八重山病院の項の改正規定は同年10月1日から施行する。

平成30年2月14日提出

沖縄県知事 翁 長 雄 志

理 由

北部医療圏及び八重山医療圏における医療機能の強化を図るため県立北部病院に形成外科を、県立八重山病院に歯科口腔外科を新設するほか、県内の各医療圏における基準病床数が見直されたことにより県立中部病院の病床数を改める等の必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。